

【避難行動要支援者支援制度に関する Q&A】

登録申請書兼同意書の提出について

Q1. 代理の人の同意でも大丈夫ですか

A1. 代理の人でも大丈夫です。本人の意思等によって、家族のみならず、ケアマネジャー等の方が記入していただいても構いません。

Q2. 提出期限が過ぎた場合はどうなりますか

A2. 期限が過ぎた場合でも提出をお願いします。ただし、提出時期によっては同意台帳への反映時期が変わることがありますので、ご注意ください。

Q3. 同意した場合、どうなるのですか

A3. 同意した方の情報は同意台帳に掲載し、地域の支援者に提供します。地域の支援者には日ごろからの見守りや声かけ活動、避難訓練等への活用をお願いしています。

Q4. 同意すれば必ず避難支援してもらえるのですか

A4. 災害の状況によっては、避難支援が難しくなることもあります。また、地域の支援者は避難支援に法的な責任や義務を負うものではありません。

ご家族やご近所の方々にいざというときの支援をお願いしておくなど、平常時からご自身でも備えていただくようお願いいたします。

Q5. 同意書を返信しないといけないのですか

A5. 申請書兼同意書は必ず返信してください。同意されない場合でも災害時名簿に掲載され市で厳重に保管します。

Q6. 同意しないといけないのですか

A6. 自身で避難ができる場合や支援してもらえる家族がいる場合等があるため、支援を希望しない方にまで、同意をお勧めするわけではありません。市としては、「同意する」「同意しない」の意思確認のための登録をお願いしています。

Q7. 同意書を提出しないと災害発生時の避難支援などしてもらえないのですか

A7. 大規模災害の発生時、または発生するおそれがある場合には、安否確認や避難支援に役立てるため、同意の有無に関わらず、対象者全ての情報（災害時名簿）を地域の支援者に提供することがあります。しかし、災害時には情報提供に時間がかかることや、お互いが顔見知りでないことや円滑な支援は難しいため、地域の支援が必要な場合は「同意する」で提出されることをお勧めします。

名簿（同意台帳・災害時名簿）情報について

Q8. なぜこのような名簿を作成するのですか

A8. 避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、地震などの災害発生時に要介護者や障がいのある方などの自力で避難所に避難することが困難な方の避難誘導を行ったり、安否確認等の支援活動をスムーズに行うことに役立てていくためです。

Q9. 名簿に登載されるのはどのような人ですか

A9. 次のいずれかに該当する方で、和泉市内に在宅で居住している方です。（入院・入所している方は対象となりません）

- A. 身体障がい者手帳 1 級・2 級を所持する方（呼吸器以外の内部障がいのみを有する方は除く）
- B. 療育手帳 A を所持する方
- C. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する方（有効期限から 6 か月を過ぎた方を除く）
- D. 要介護認定 3・4・5 の認定を受けた方

E.A～D以外で自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な方で、地域の支援者が推薦する方

Q10. なぜこの基準に決めているのですか

A10. これらの方々は、自力で避難所まで移動することや避難所の場所を理解することが困難であったり、情報入手が困難であるなど、災害発生時に何らかの支援が必要となる可能性が高いと考えられるためです。

Q11. どのように名簿を管理するのですか

A11. 名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれています。そのため、地域の支援者にその担当地域の方のみの名簿を配布し、施錠可能な場所などへの保管や必要以上に複製を作成しないようにお願いしています。

Q12. 同意台帳は誰が管理するのですか

A12. 地域の支援者に管理をお願いしています。

Q13. 災害時名簿は誰が管理するのですか

A13. 市が管理します。

Q14. 同意台帳の更新はどうなりますか

A14. 前年の同意台帳と新しく更新された同意台帳の交換を年1回、行っています。

また、新たに要支援者として登録された方の情報を年1回、追加提供しています。

なお、対象外となった場合（死亡、転出、介護や障がい等級の低下）は同意台帳に掲載されなくなります。

地域の支援者について

Q15. 地域の支援者とはどのような人をいうのですか

A15. 町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関など地域で活動していただいている方々です。

Q16. 地域の支援者が推薦とあるが、どういう基準で推薦してもらえるのですか

A16. 登録推薦書に定めています。支援を必要とする理由のうち、自力で避難所まで移動することが困難であるか、避難所の場所を理解することが困難であるか、の2つの基準にそって地域の支援者に判断してもらうことになります。

その他

Q17. すでに地域で独自の名簿が作成されている場合はどうしたらよいか

A17. 現在、地域で作成していただいているものも地域で活用していただくこととなりますが、市として統一した制度となっているため、市へも登録申請書兼同意書の提出をお願いします。